報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	西川 博章
登録番号又は法人番号	98136405
所属する単位会	埼玉県行政書士会
事務所名称	行政書士西川博章事務所
事務所所在地	埼玉県川越市的場北2丁目4番地1
処分年月日	令和6年2月26日
処分内容(種類)	6か月の会員の権利停止 (令和6年3月1日から令和6年8月31日までの間)
上記処分をした理由	1. 当該会員の使用済み職務上請求書の相当数が日行連職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第 8 条 (記載)に抵触していた。利用目的種別の各欄は、行政書士の職務上請求に該当することが明確になるよう具体的に記載しなければならないが、守られていない。また、令和 4 年 4 月 1 日以降、「具体的事由」「提出先又は提出先がない場合の処理」欄へ、使用を認めていないゴム印を継続して使用している。令和 4 年 10 月 17 日、監察部会員指導会議へ呼出しを受け、誓約書を提出しているにも拘わらず、反省・改善がみられない。 2. 本件は日行連職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第 4 条 (使用上の責務)、同第 8 条 (記載)、同第 12 条 (帳簿への記載)、行政書士法第 13 条 (会則の遵守義務)に抵触している。また、当該会員は綱紀委員会の意見聴取の際に時折語気を荒げるなど、不満げの態度であり、その様子は「街の身近な法律家」としては似つかわしくない近寄りがたいものであった。 3. よって、埼玉県行政書士会会則第 17 条に基づき、同第 17 条の 2 第 1 項第 2 号の「6 か月の会員の権利の停止」の処分に処することが、令和 6 年 2 月 26 日開催された理事会で決定された。

・職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第4条 行政書士又は行政書士法人は、職務上 請求書の使用及び管理に あたっては、戸籍法、同法施行規則、住民基本台帳法、戸籍の附 票の写しの交付に関する省令、住民基本台帳の一部の写しの閲覧 及び住民票の写し等の交付に関する省令及び行政書士法等の趣旨 を十分に理解し、本規則を遵守しなければならない。

- ・職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第8条 行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書に、不実の記載を してはならない。
  - 2 職務上請求書の利用目的の種別欄等各欄は、行政書士又は行 政書士法人の職務上請求に該当することが明確になるよう、具 体的に記載しなければならない。
  - 3 職務上請求書には、本会が定める「記入要領」に反した記載 (記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しな いことを含む。)をしてはならない。
- ・職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第12条 個人開業の行政書士又は行政書士法人は、受託事件に関して職 務上請求書を使用したときは、法第9条又は第13条の17に規定 する帳簿に、その使用した職務上請求書の払出し番号を記載しな ければならない。
- ・行政書士法第13条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合 会の会則を守らなければならない。

上記処分の根拠となった法令及 び会則の条文